平成２９年（フ）第１２２号
秋田市川元むつみ町２番28号　菅原荘20
破産者　原田　拓未
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
秋田市太平八田字和岱58番地１
破産者　小玉久美子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４８号
秋田市茨島２丁目12番32号　ロイヤル美帆201
破産者　伊藤　将満
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６６３号
神奈川県藤沢市長後1524番地の17　グリーンホーム201、前住所神奈川県藤沢市城南１丁目20番５号　レオパレスフレッシュⅣ102
破産者　株田　一代
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０９号
横浜市港北区篠原町2759番地
破産者　金子　利也
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５５号
横浜市栄区犬山町30番14号
破産者　北林　雄介
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
新潟県柏崎市米山台３丁目11番１号
破産者　髙橋　伸一
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
新潟県上越市頸城区西福島942番地６
破産者　浅原　雄介
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３５７号
岐阜県瑞穂市野田新田3898番地８　リスカムＣ棟　202号
破産者　山田　　薫
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４４６号
静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地６―302、前住所静岡県裾野市佐野746番地の１　メイコウカサマガーデン202
破産者　山本　智子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
静岡県伊豆市下白岩1251番地、前住所静岡県伊豆市柏久保625番地の６
破産者　菊池　正俊
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番地１母来寮、開始決定時の住所鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地11県住12―306号（旧住所）鳥取県鳥取市吉岡温泉町885番地３
破産者　戸崎　仁美
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
香川県善通寺市与北町2871番地１
破産者　河田　秀貴
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９１号
佐賀県唐津市鏡2911番地　ライフコートウエストＡ102号室
破産者　石丸　博之
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第４５９号
東京都墨田区太平２丁目８番11号
破産者　株式会社コージン
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６８２号
東京都目黒区目黒３丁目14―７―101、開始決定時の住所東京都目黒区目黒２丁目14―13―903
破産者　盛田　　栄
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８８号
東京都千代田区神田神保町１丁目18番地
破産者　株式会社栄健
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８９号
神奈川県川崎市高津区末長３丁目７―24
破産者　上村　　修
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部